

令和7年5月21日  
財務部 経理課

## 少額随意契約の基準額の見直しについて

### 1 経緯等

昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、令和7年4月1日付で「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）以下、「施行令」という。」が改正され、約51年ぶりに少額随意契約の基準額（上限額）が以下の通り、引き上げられた。

少額随意契約とは、契約金額が少額であるため契約事務の簡素化の観点から、入札に付するまでもない場合に認められる随意契約の1つで施行令第167条の2第1項第1号に規定されているものである。

| 契約の種類      | 施行令<br>【改正前】 | 施行令<br>【改正後】 |
|------------|--------------|--------------|
| 工事又は製造の請負  | 130万円        | 200万円        |
| 財産の買入れ     | 80万円         | 150万円        |
| 物件の借入れ     | 40万円         | 80万円         |
| 財産の売払い     | 30万円         | 50万円         |
| 物件の貸付け     | 30万円         | (改正なし)       |
| その他（委託契約等） | 50万円         | 100万円        |

### 2 少額随意契約の基準額の見直しについて

区では、これまで「世田谷区契約事務規則（以下、「規則」という。）」第38条の2において、随意契約によることができる範囲を施行令と同額で定め、同規則別表によって所管課長等に委任できる契約金額を定めている（下記参照）。

今後、規則第38条の2を施行令の基準額と同額に引き上げたうえで、別表においてどこまで所管課長等に委任するかを庁内関係所管部の意見や他自治体の動向等を参考にしながら検討する。

| 契約の種類      | 規則第38条の2 |        | 規則別表（所管課長等の権限）                 |            |
|------------|----------|--------|--------------------------------|------------|
|            | 【現行】     | 【改正案】  | 【現行】                           | 【改正案】      |
| 工事又は製造の請負  | 130万円    | 200万円  | 無<br>(土木・造園部署のみ<br>工事請負契約50万円) |            |
| 財産の買入れ     | 80万円     | 150万円  | 50万円<br>(総合支所長は80万円)           | <b>検討中</b> |
| 物件の借入れ     | 40万円     | 80万円   | 50万円                           |            |
| 財産の売払い     | 30万円     | 50万円   | 無                              |            |
| 物件の貸付け     | 30万円     | (改正なし) | 無                              |            |
| その他(委託契約等) | 50万円     | 100万円  | 50万円                           |            |

### 3 今後のスケジュール（予定）

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 令和7年5月～6月 | 庁内関係所管部・関係団体への周知等            |
| 令和7年9月    | 企画総務常任委員会（規則改正案の報告）<br>規則の改正 |
| 令和8年4月    | 施行（新たな少額随意契約の基準額の適用）         |

#### 【参考】「世田谷区契約事務規則」

#### ●（随意契約によることができる場合の予定価格の額）

**第38条の2** 政令第167条の2第1項第1号の普通地方公共団体の規則で定める額は、次のとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円
- (2) 財産の買入れ 800,000円
- (3) 物件の借入れ 400,000円
- (4) 財産の売払い 300,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000円

#### ●別表（一部抜粋）

| 受任者                | 委任事務の範囲  |
|--------------------|--|
| 総合支所長              | 当該総合支所の事務に係る契約のうち、不動産以外の <b>物件の買入れ</b> に係る1件予定価格 <b>800,000円以下</b> の契約（総合支所の課長及び担当課長に委任されたもの及びガソリンの単価契約を除く。）   |
| 区立小学校長<br>及び区立中学校長 | 区立小学校及び区立中学校の事務に係る次に掲げる契約<br>(1) 定期刊行物及び新聞の購読並びに例規類集の追録の契約<br>(2) 各学校において使用する給食物資の供給に係る契約<br>(3) 前2号に掲げるもの以外の契約で1件予定価格（長期継続契約の場合は、当該契約の年額） <b>500,000円以下</b> の契約（不動産の買入れ及び借入れに係るもの、工事請負契約、ガソリンの単価契約並びに予定価格180,000,000円以上となることが見込まれる工事に係る基本構想及び設計の契約を除く。）                               |
| みどり政策課長            | みどり政策課の事務に係る1件予定価格 <b>500,000円以下</b> の <b>土木工事請負契約</b>   |
| 工事第一課長             | 工事第一課の事務に係る1件予定価格 <b>500,000円以下</b> の <b>土木工事請負契約</b>  |
| 課長                 | 当該課の事務に係る次に掲げる契約<br>(1) 定期刊行物及び新聞の購読並びに例規類集の追録の契約<br>(2) 前号に掲げるもの以外の契約で1件予定価格（長期継続契約の場合は、当該契約の年額） <b>500,000円以下</b> の契約（不動産の買入れ及び借入れに係るもの、工事請負契約、ガソリンの単価契約並びに予定価格180,000,000円以上となることが見込まれる工事に係る基本構想及び設計の契約を除く。）<br>(3) 付合契約（電気、ガス、水道等の供給契約、保険加入契約その他の法令又は約款等の定めにより一律に成立する定型化された契約をいう。） |